

2021.5.24

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報 No38

新型コロナウイルス感染症の新規感染者は全国ベースでは上げ止まりとなっていますが、地域によって感染状況に大きな差があります。

特に、沖縄県では若い世代を中心に感染が急増し、病床もひっ迫している状況が続いています。

このため、政府は5月21日（金）の朝に「新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会（第7回）」（尾身茂会長）に緊急事態宣言区域に沖縄県を追加し、愛媛県をまん延防止等重点区域から削除することを内容とする基本的対処方針の変更案を諮り、了承されました。

これを受け、政府は同日夕刻、「第66回新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、上記の実施区域の変更を内容とする緊急事態宣言とまん延防止等重点措置に関する公示の改正と基本的対処方針の改正を決定しました。なお、期間については、新しく緊急事態宣言に追加される沖縄県については5月23日から6月20日まで、まん延防止等重点措置から削除する愛媛県については5月22日をもって終了となります。

今回は緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の変更、基本的対処方針の変更等について紹介いたします。

引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

### 1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、4月23日に発令された宣言について、以下のとおり変更が行われました。

#### ●緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日（愛知県及び福岡県については、5月12日、北海道、岡

山県及び広島県については、同月 16 日、沖縄県については、5 月 23 日）から 6 月 20 日（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県については 5 月 31 日）まで

●緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域

## 2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づき 4 月 1 日の公示の全部が次のように改正されました。

●まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 12 日から 6 月 13 日までとする。区域ごとには次のとおり。

- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については 4 月 20 日から 5 月 31 日まで
- ・岐阜県及び三重県については 5 月 9 日から 5 月 31 日まで
- ・群馬県、石川県及び熊本県については 5 月 16 日から 6 月 13 日まで

●まん延防止等重点措置を実施すべき区域

群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県の区域とする。

## 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

5 月 21 日（金）に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、①上記 1 のような緊急事態宣言の区域、期間の変更、②上記 2 のような、まん延防止等重点措置の区域、期間の変更、③全国的に英国変異株に置き換わったこと、インド変異株については、英国変異株よりも感染しやすい可能性も示唆されていること等です。

基本的対処方針等は以下の URL から入手出来ます。

基本的対処方針（令和 3 年 5 月 21 日変更）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210521.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210521.pdf)

基本的対処方針の新旧対照表

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_taishou\\_20210521.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210521.pdf)

国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

(<https://corona.go.jp/emergency/>)

なお、①飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入についての報告の見直し、②沖縄県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項やこれまでの疑義紹介等について内閣官房から都道府県宛に事務連絡が発出されましたが、以下の URL から入手できます。

・飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定）（5月21日事務連絡）

([https://corona.go.jp/news/pdf/inshoku\\_taisaku\\_20210521.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/inshoku_taisaku_20210521.pdf))

・沖縄県における緊急事態宣言の公示に伴う、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（5月21日事務連絡）

([https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210521.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210521.pdf))

なお、内閣官房から各省庁に改めて出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について関係団体に周知する旨の事務連絡が発出され、農林水産省から省内関係各課に別添のような周知依頼が発出されているとの連絡がありましたので、併せて情報提供致します。（内閣官房の文書は同じ内容なので省略します）

以上です

**【本件のお問合せ先】**

企画調査部 武石 ([takeishi@shokusan.or.jp](mailto:takeishi@shokusan.or.jp) 03-3224-2365)  
池田 ([ikeda@shokusan.or.jp](mailto:ikeda@shokusan.or.jp) 03-3224-2379)

**【国への要望の送信先】**

メールの場合: [jfia-kikaku@shokusan.or.jp](mailto:jfia-kikaku@shokusan.or.jp)  
FAXの場合: 03-3224-2398

(別添)

事 務 連 絡  
令和 3 年 5 月 22 日

大臣官房各課・各局庁庶務課  
各地方農政局企画調整室  
北海道農政事務所企画調整室 御中

大臣官房地方課災害総合対策室

#### 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

出勤者数の抑制については、これまでも出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管の独立行政法人及び関係団体等に対してテレワーク等の実施を呼びかけていただいたところです。

令和3年5月21日、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、5月23日から6月20日までを期間として、沖縄県が追加されるとともに、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、5月23日以降、愛媛県及び沖縄県が除外されることとなりました。

直近の感染状況については、地域差が大きく、増加傾向にある地域と横ばいや減少傾向にある地域が混在している一方、多くの地域で病床が厳しい状況にあり、重傷者や死亡者の増加が継続している状況にあります。また、インドで最初に確認された変異株は従来株より感染しやすいといった可能性も指摘されています。このため、引き続き、人と人との接触を減らすための徹底した対策を講じていくことが必要であり、平日日中の人流を抑制するためには、テレワーク等により出勤回避の取組を徹底することが重要となります。このような中で、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から別添のとおり事務連絡が発出されました。

つきましては、各位におかれましては、所管独立行政法人並びに関係団体及びその構成企業等に対し、以下の取組を行うよう働きかけをお願いいたします。

## 記

- 1 緊急事態措置区域において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年5月21日変更）。以下「基本的対処方針」という。）にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」とされていることについての周知・呼びかけ。
- 2 また、重点措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とともに、「特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努める」とされていることについての周知・呼びかけ。
- 3 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に関する改めでの周知・呼びかけ。

以上

### 【添付資料】

- 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について（令和3年5月21日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

#### 【問合せ先】

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室

担当：影山、鳥海